株主各位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号 品川リフラクトリーズ株式会社 代表取締役社長 岡 弘

第185回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第185回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら2019年6月26日午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年6月27日 (木曜日) 午前10時
- 2.場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室 (「第185回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 (1) 第185期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第185期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時:2019年6月27日 (木曜日) 午前10時 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- (2) 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日午後5時30分までに当社 に到着するようご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合 3頁から記載しております【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2019 年6月26日午後5時30分までにご行使ください。

以上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類及び計算書類の注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.shinagawa.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この連結計算書類及び計算書類の注記も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.shinagawa.co.jp/)に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の場合

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権をご行使いただけます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる ものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回 議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいた します。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワード再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ①証券会社に□座をお持ちの株主様

証券会社に□座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事業報告

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当期における我が国経済は、期末にかけて企業業績がやや弱含んだものの、雇用情勢の安定と 個人消費の持ち直しに支えられ、緩やかな回復を続けてまいりました。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、通期の粗鋼生産は前期比1.9%減少の1億289万トンとなりました。

当社グループにおきましては、世界トップクラスの総合耐火物メーカーとしての地位の維持・向上に向けて、確実な収益確保とさらなる成長を実現することを中長期的なビジョンに掲げ企業活動を展開しております。当期は「飛躍」を目指す第4次中期経営計画の初年度にあたり、重要課題である「設備の基盤整備の総仕上げ」に関して、主要設備であるマグネシア・カーボンれんがプレス及びスライドプレート用焼成炉の導入に取り組み、また「成長・未開拓分野の捕捉」に関して、電炉・非鉄分野への拡販に重点を置き推進してまいりました。

当期の連結成績につきましては、前年度より急騰しておりました耐火物原料価格の販売価格への転嫁が進んだことに加えて、耐火物の拡販とコークス炉更新工事の売上計上によって売上高は1,190億67百万円と前期に比べ163億17百万円(15.9%)の増収となりました。

損益面では耐火物の価格スプレッド回復と販売数量増加に伴う生産部門での固定費回収・コストダウンが寄与し、営業利益は102億33百万円と前期に比べ41億83百万円(69.2%)、経常利益は106億59百万円と前期に比べ43億37百万円(68.6%)のそれぞれ増益となりました。また、愛知県瀬戸市の遊休地売却による固定資産売却益等6億15百万円を特別利益として、老朽資産の撤去費用等10億35百万円を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は62億25百万円と前期に比べ28億6百万円(82.1%)の増益となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、耐火物原料価格の販売価格への転嫁と、国内鉄鋼・ 非鉄及び海外向けの拡販が進んだこと等により、当期の売上高は931億2百万円と132億71百万円(16.6%)の増収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、コークス炉更新工事の売上を計上したことにより、当期の売上高は239億50百万円と31億26百万円(15.0%)の増収となりました。

<不動産・レジャー等>

不動産・レジャー等事業につきましては、当期の売上高は20億14百万円と81百万円(3.9%)の減収となりました。

		売 上	高(百万円)	
セグメント	前 期 (2018年3月期)	構成比	当 期 (2019年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	79,830	77.7%	93,102	78.2%
エンジニアリング	20,823	20.3	23,950	20.1
不動産・レジャー等	2,095	2.0	2,014	1.7
合 計	102,749	100.0	119,067	100.0

(2)設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、28億49百万円であります。 その主なものは次の通りです。

当社	西日本工場岡山製造部	マグネシア・カーボンれんがプレス	3億84百万円
当社	西日本工場岡山製造部	スライドプレート用焼成炉	2億35百万円
当計	東日本丁場鹿島製造部	事務所棟	1億22百万円

(3) 対処すべき課題

今後の国内経済につきましては、日米の通商交渉の行方と消費税増税後の景気動向に不透明感はあるものの、概ね堅調に推移することが予想されます。一方海外においては、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱といった未解決の不安定要因が数多く存在しており、世界的な景気減速が懸念される状況にあります。

当社グループにおける国内市場及び海外市場の今後の状況につきましては、国内市場は基本的に安定した環境の中で推移するものと見込まれますが、海外市場においては様々な不安定要因の顕在化によって大きな環境変化が生じるものと予想しております。

こうした中当社グループは、第4次中期経営計画(2018年度~2020年度)の2年目にあたり、また最終年度における「飛躍」へのステップとなる2019年度において、次の4点の主要課題に対して注力してまいります。

①耐火物の拡販実現

高炉・電炉ユーザーへ向けた拡販と、未開拓分野である非鉄・セメントユーザーへの新規参入 を更に進めるとともに、海外においてはお客様視点の徹底と問題解決型営業の推進による拡販を 図り、過去最高業績の更新を目指して取り組んでまいります。

②基盤整備効果の最大化

基盤整備効果を最大限に活用し、生産性の向上と徹底したコストダウンを実施することで、コスト競争力の強化を図ります。また今後急激に加速する労働力不足は喫緊の課題となっていることから、生産部門における「設備の自動化・省力化・無人化」を強力に推進します。

③商品競争力の強化

お客様ニーズの的確な把握により先々を見据えた商品を適時・適切に市場投入するとともに、 お客様とのコミュニケーションの活発化を通して今まで以上に信頼されるサービス及び商品を提供し、商品競争力の強化を図ります。

④5 S を柱とした安全で快適な職場環境の実現

5 S (整理・整頓・清掃・清潔・躾) は安全のみならずコンプライアンス・品質・生産性等の企業活動の原点となることから、当社グループとして 5 S への取り組みを強化・継続し、安全で快適な職場環境の実現を目指します。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区分		区分		第182期 (2016年3月期)	第183期 (2017年3月期)	第184期 (2018年3月期)	第185期 (2019年3月期) (当期)
売	上	高(百万円)	97,889	103,722	102,749	119,067		
経	常利	益(百万円)	4,951	6,365	6,322	10,659		
親会する	会社株主に! る 当 期 純 和	帰属(百万円)	2,796	3,602	3,419	6,225		
1株	当たり当期純	河益 (円)	29.67	38.21	364.90	666.68		
純	資	産(百万円)	50,132	54,186	57,470	62,385		
総	資	産(百万円)	103,697	106,507	106,479	111,227		
1 株	当たり純資	産額 (円)	468.80	505.68	5,354.09	5,825.89		

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第184期につきましては連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事	業	内	容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形成 熱れんが、セラミック	対火物、モールト フファイバー及び	ドパウダー、焼石 ドファインセラミ	5灰、化成品、耐火断 ミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等	等の築炉工事、]	業窯炉の設計・	・施工等
不動産・レジャー等	不動産賃貸、スーパ-	-銭湯の経営等		

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本 社:東京都千代田区

営業所・事業所:鹿嶋、千葉、川崎、大阪、神戸、加古川、倉敷、福山

工 場:いわき、鉾田、赤穂、備前、倉敷

② 重要な子会社

イ ソ ラ イ ト 工 業 株 式 会 社:大阪、愛知、石川株 式 会 社 セ ラ テ ク ノ:兵庫、岡山品 川 ファ イ ン セ ラ ミ ッ ク ス 株 式 会 社:岡山、神奈川

瀋陽品川治金材料有限公司:中国

シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.:オーストラリア

シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.:米国 遼 寧 品 川 和 豊 冶 金 材 料 有 限 公 司:中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従 業 員 数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,188名	55名増
エンジニアリング	594名	9名減
不動産・レジャー等	16名	2名増
全社 (共通)	49名	6名減
合 計	2,847名	42名増

(注) 当社の従業員数は1,154名(前期末比28名増加)であります。

(8) 主要な借入先の状況

借	入		先		借	入	金	残	高
三井住	友信託銀	亍 株 式	会	社				4,329	9百万円
株式	会 社 三 井	住 友	銀	行				2,917	7
株式	会社みで	ボ ほ	銀	行				2,742	2
株式	会社七一	- 七	銀	行				1,550	

(9) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
イソラ	イソライト工業株式会社			音 3,1	万円 96	% 54.9	耐火断熱れんが・セラミックファイバ ーの製造・販売
株式会	注社セラ	テクノ		4	40	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファ1	(ンセラミック)	ス株式会社		1	00	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
瀋陽品)	川冶金材料で	有限公司	Ī	百万人	民元 44	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・ 販売
シナガワオースト	7 リフラク ラレイシア	トリーズ Pty.Ltd.	Ē	 百万豪	₹ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワ ア ル ズ	アドバンス ア メ リ カ :	トマテリ ズ Inc.			ドル 00	100.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・ 販売、耐火物の販売
遼寧品川	和豊冶金材料	有限公司	Ē		、民元 28	66.7	連続鋳造用モールドパウダーの製造・ 販売

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

37,700,000株

(2) 発行済株式の総数

9,429,366株

(3) 当事業年度末の株主数

3,687名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	3,181千株	34.1%
株式会社神戸製鋼所	352	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	331	3.5
三井住友信託銀行株式会社	326	3.5
富国生命保険相互会社	200	2.1
株式会社みずほ銀行	170	1.8
野村信託銀行株式会社(投信□)	157	1.7
DFAINTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	151	1.6
株式会社三井住友銀行	150	1.6
岡山エスエス会	147	1.6

⁽注) 持株比率は自己株式 (90千株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡			弘	CEO
取締役専務執行役員	金	重	利	彦	営業部門統括兼第3営業部、第4営業部担当
取締役常務執行役員	斎	藤	敬	治	生産部門、調達センター、安全環境部担当 帝国窯業株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	加	藤		健	管理部門、国内関係会社担当
取締役常務執行役員	黒	瀬	芳	和	築炉事業部、エンジニアリング部担当 品川ロコー株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	Ш	下	寛	文	経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当 遼寧品川和豊冶金材料有限公司董事長、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd. 会長
取締役常務執行役員	吉	村	裕	次	第2営業部担当
取締役常務執行役員	内	\blacksquare	哲	郎	第1営業部担当、第1営業部長
取締役常務執行役員	小	形	H	徳	技術研究所、技術部担当 品川ファインセラミックス株式会社代表取締役社 長
取締役(常勤監査等委員)	箱	根	直	意	
取締役(常勤監査等委員)	市	Ш		_	
取締役(監査等委員)	豊	泉	買力	太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 三愛石油株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	佐	藤	正	典	丸善雄松堂株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	中	島		茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)箱根直意、市川 一の両氏は、長年にわたり経理部門に在籍し、経理・財務業務 に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役(監査等委員)豊泉貫太郎、中島 茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役(監査等委員)佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 3. 取締役(監査等委員)豊泉貫太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け 出た独立役員であります。
- 4. 当社は、執行役員制度を採用しており、岡 弘、金重利彦、斎藤敬治、加藤 健、黒瀬芳和、山下寛 文、吉村裕次、内田哲郎、小形昌徳の各氏が執行役員を兼務しております。
- 5. 当期中の取締役の異動は、次の通りであります。
- (1) 2018年6月28日開催の第184回定時株主総会において、取締役として岡 弘、吉村裕次、内田哲郎、小形昌徳の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 2018年6月28日開催の第184回定時株主総会終結の時をもって、取締役相川 貢、吉野良一、飯田栄司の各氏が退任いたしました。
- 6. 当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定 める最低責任限度額としております。
- 7. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、 箱根直意、市川 一の両氏が常勤の監査等委員として選定されております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(監査等委員を除く)	12	252
(うち社外取締役)	(0)	(0)
取締役(監査等委員)	5	76
(うち社外取締役)	(3)	(32)
合計	17	329
(うち社外役員)	(3)	(32)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は18百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
 - 2. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は78百万円(取締役(監査等委員を除く)64百万円、取締役(監査等委員)14百万円)であり、上記支給額に含まれております。
 - 3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会において月額23百万円以内(ただし、使用人分給与および役員退職慰労引当金繰入額は含まない)と決議いただいております。
 - 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会において月額6百万円以内(ただし、役員退職慰労引当金繰入額は含まない)と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏 名		兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役監査等委員	豊泉	貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の1.5%を所有しております。また、 当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。 三愛石油株式会社社外監査役 当社と三愛石油株式会社との間には重要な取引その他の関係はありませ
			h.
取締役 監査等委員	佐藤	正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役 当社と丸善雄松堂株式会社との間には重要な取引その他の関係はありま せん。
取締役 監査等委員	中島	茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他 の関係はありません。 株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役 当社と株式会社日本証券クリアリング機構との間には重要な取引その他 の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏		名	主	な	活	動	状	況
豊	泉	貫太郎	当事業年度開催した 事業年度開催した! も必要に応じ、主に ております。	監査等委員	会13回の	うち13回に	出席してお	ります。いずれ
佐	藤	正典	当事業年度開催した 事業年度開催した! も必要に応じ、主になっております。	監査等委員	会13回の	うち13回に	出席してお	ります。いずれ
ф	島	茂	当事業年度開催した 事業年度開催した! も必要に応じ、主に ております。	監査等委員	会13回の	うち13回に	出席してお	ります。いずれ

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

58百万円

- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 97百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づ く監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれら の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役(監査等委員である取締役(以下監査等委員という)を除く。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1)企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に 伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
 - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。 内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
 - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
 - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。 取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
 - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
 - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
 - 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・ 低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。

そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務 執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。

- 当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なう。
- 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項(損失の危険の管理に関する事項を含む)について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
- 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
- 4) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - 1) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
 - 2) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ② 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
 - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。

前払または償還に応じる。

- 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
- 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ず る費用または債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下の通りです。

① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・監査等委員会等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規定」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくよう I R活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループー丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行うと共に、合わせて執行役員制度を採用することにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2017年5月11日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)として継続を決議いたしました。

本対応方針の継続について2017年6月29日開催の第183回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社 取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定 の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後 に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大 規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく 損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及 び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2020年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html) に掲載する2017年5月11日付ニュースリリースをご覧ください。

(4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	72,167	流 動 負 債	37,526
現 金 及 び 預 金	11,569	支払手形及び買掛金 電 子 記 録 債 務	14,983 1,104
受取手形及び売掛金	34,970	電子記録債務 短期借入金	11,516
電子記録債権	2,644	リース債務	1
有 価 証 券	5	未払まる	2,709
商品及び製品	9,988	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	2,273 2,125
t 掛 品	4,495	未払消費税等	634
原材料及び貯蔵品	7,612	賞 与 引 当 金	1,397
そ の 他	965	環境対策引当金製品保証引当金	20
			761
貸 倒 引 当 金	△85	固定負債	11,314
固定資産	39,059	長期借入金	4,170
有 形 固 定 資 産	28,572	リース債務	1 1 1 2 4
建物及び構築物	13,347	繰延税金負債 役員退職慰労引当金	1,134 377
機械装置及び運搬具	5,036	環境対策引当金	114
土地地	8,779	退職給付に係る負債	3,188
リース資産	2	長期預り保証金 そ の 他	2,148 179
		負債合計	48,841
建設仮勘定	859	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	546	株 主 資 本	53,966
無 形 固 定 資 産	341	資 本 金 資 本 剰 余 金	3,300
投資その他の資産	10,146	資本 剰 余 金利益 剰 余 金	5,151 45,822
投資有価証券	8,074		△307
	451	その他の包括利益累計額	438
		その他有価証券評価差額金	1,183
退職給付に係る資産	512	為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額	41 △786
そ の 他	1,308	非支配株主持分	7,980
貸 倒 引 当 金	△202	純 資 産 合 計	62,385
資 産 合 計	111,227	負債純資産合計	111,227

連結損益計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

科		金	額
売上	高		119,067
売 上 原	価		95,637
売 上 総	利 益		23,430
販売費及び一般管	理 費		13,196
営業	利 益		10,233
営業外収	益		
受取	利 息	22	
受 取 配	当金	254	
保険配	当金	71	
持 分 法 に よ る	投 資 利 益	48	
為	差 益	31	
そ の	他	244	672
営業外費	用		
支 払	利 息	126	
固 定 資	産税	39	
その	他	80	246
経常	利 益		10,659
特別 利	益		
固 定 資 産	売 却 益	572	
	券 売 却 益	0	
1	度終 了 益	42	615
特 別 損	失		
固 定 資 産	処 分 損	422	
減 損	損 失	493	
環境対	策 費	35	
そのの	他	84	1,035
税金等調整前当			10,239
法 人 税 、 住 民 税 及		2,871	
	調 整 額	177	3,048
当期純	利 益		7,190
非支配株主に帰属する			964
親会社株主に帰属す	る当期純利益		6,225

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 期首残高		3,	300	5,151	40,577	△306	48,721
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					△980		△980
親会社株主に帰属する 当期純利益					6,225		6,225
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							_
連結会計年度中の変動額合計			_	_	5,245	△0	5,245
2019年3月31日 期末残高		3,	300	5,151	45,822	△307	53,966

	その	り他の包打	舌利益累言	十 額		
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主 持 分	純資産合計
2018年4月1日 期首残高	1,763	378	△863	1,278	7,469	57,470
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△980
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						6,225
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△579	△337	77	△839	510	△329
連結会計年度中の変動額合計	△579	△337	77	△839	510	4,915
2019年3月31日 期末残高	1,183	41	△786	438	7,980	62,385

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

			(単位:白万円)_
科 目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,904	流 動 負 債	27,525
現金及び預金	5,578	電子記録債務	791
受取手形	2,277	買掛金	10,891
電子記録債権	1,870	短期借入金	8,930
		1年内返済予定の長期借入金	455
売 掛 金	22,735	未払金	2,521
商品及び製品	6,155	未払費用	917
仕 掛 品	2,066	未払法人税等	1,635
半 成 工 事	1,084	未払消費税等	505
原材料及び貯蔵品	4,006	前 受 金	94
前 払 費 用	45	賞与引当金	628
未 収 入 金	1,863	環境対策引当金	20
関係会社短期貸付金	168	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	134
	53	固定負債	7,646
			2,650
質 倒 引 当 金	△2		1,243
固 定 資 産	32,832	退職給付引当金	1,387
有 形 固 定 資 産	19,846		300
建物	10,384	環境対策引当金	107
構築物	413	長期預り保証金	1,957
機 械 及 び 装 置	2,650	負債 合計	35,172
車両運搬具	63	<u> </u>	33,172
工具、器具及び備品	138	株主資本	44,525
原料地及び山林	166	資本金	3,300
	5,791	資本剰余金	5,041
	236	章 本準備金	635
		その他資本剰余金	4,405
無形固定資産	103	利益剰余金	36,491
ソフトウェア	74	利益準備金	825
その他	28	その他利益剰余金	35,666
投資その他の資産	12,883	固定資産圧縮積立金	2,114
投資有価証券	6,543	別途積立金	5,000
関係会社株式	4,904	操越利益剰余金	28,551
関係会社出資金	965	自己株式	△ 307
関係会社長期貸付金	180	評価・換算差額等	1,039
そ の 他	401	その他有価証券評価差額金	1,039
質 倒 引 当 金	△112	純 資 産 合 計	45,565
資産合計	80,737	負債純資産合計	80,737

損益計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

科	3	金	額
売 上 高			81,084
売 上 原 価			68,364
売 上 総 利	益		12,720
販売費及び一般管理費			6,868
営 業 利	益		5,852
営業外収益			
受 取 利	息	10	
有 価 証 券 利	息	0	
受 取 配 当	金	762	
為 替 差	益	79	
保 険 配 当	金	71	
そのの	他	49	973
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	58	
固 定 資 産	税	29	
そのの	他	42	131
経 常 利	益		6,694
特別 利 益			
固定資産売去	〕 益	1,283	
1	却益	0	
退職給付制度終	了 益	42	1,325
特別 損 失			
固定資産売去		1	
固定資産処分		416	
減 損 損	失	15	
環 境 対 策	費	30	
1	損 失	190	
その他特別指		0	654
	利 益		7,366
法人税、住民税及び事	業税	1,813	
法 人 税 等 調 整		218	2,031
当期純利	益		5,334

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

			株	主		資	本		
		資本乗	制余金	利	益乗	1 余	金		
	資本金	V= 1 V+ /++ A	その他	7112457# I# A		の他利益剰会		自己株式	株主資本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
2018年4月1日 期首残高	3,300	635	4,405	825	2,097	5,000	24,214	△306	40,172
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					125		△125		_
固定資産圧縮積立金の取崩					△108		108		_
剰余金の配当							△980		△980
当 期 純 利 益							5,334		5,334
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									_
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	16	_	4,337	△0	4,353
2019年3月31日 期末残高	3,300	635	4,405	825	2,114	5,000	28,551	△307	44,525

	評価・換	算 差 額 等	4:ti	資	莊	合	計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純	貝	産		<u> </u>
2018年4月1日 期首残高	1,540	1,540					41,712
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立							_
固定資産圧縮積立金の取崩							_
剰余金の配当							△980
当期純利益							5,334
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△501	△501					△501
事業年度中の変動額合計	△501	△501					3,852
2019年3月31日 期末残高	1,039	1,039					45,565

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芦川 弘 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

。 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男 印業 森 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 芦 川 弘 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第185期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

,会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第185期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務 及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めると ともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該 基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当 社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 箱 根 直 意 印

常勤監査等委員 市 川 一 印

監査等委員 豊 泉 貫太郎 印

監査等委員 佐藤 正典 印

監査等委員中島 茂印

(注) 監査等委員豊泉貫太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分の基本的な考え方は、株主への安定した配当を確保しつつ将来に増配を心がけ、併せて企業体質の強化のため内部留保の充実を図ることであります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株につき 75円といたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として60円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき135円となります。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき75円といたしたく存じます。 この場合の配当総額は、700.393.050円となります。
 - (注) 当社は2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施 しております。前期の年間配当額を当該株式併合後の基準で換算しますと、1株当たり80 円に相当しますので、当期の配当金は前期と比べ55円の増配となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月28日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。) 9名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数				
1	岡 弘 (1954年11月13日)	1980年 4 月 川崎製鉄㈱入社 2002年 7 月 同社水島製鉄所製鋼部長 2003年 4 月 JFEスチール㈱西日本製鉄所(倉敷地区)工程部長 2005年 4 月 同社西日本製鉄所工程部長 2009年 4 月 同社常務執行役員 2012年 4 月 同社中務執行役員 2015年 4 月 同社代表取締役副社長 2018年 4 月 当社顧問	200株				
	2018年6月 当社代表取締役社長(現任)						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数				
2	金 重 利 彦 (1956年10月14日)	1982年 4 月 当社入社 2001年 4 月 当社岡山工場日生製造部製造室長 2002年12月 当社湯本工場鹿島製造室長 2004年 4 月 当社湯本工場長 2009年 4 月 当社岡山工場副工場長兼製造部長 2010年 6 月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員第1営業部、第3営業部、第4営業部担当 2018年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼第3、第4営業部担当(現任)	2,100株				
	【取締役候補者とした理由】 金重利彦氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、2010年6月より執行役員、加えて2013年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式 数				
3	斎 藤 敬 治 (1956年11月24日)	1980年 4 月 当社入社 2003年12月 当社岡山工場日生製造部長 2006年 7 月 Shinagawa Advanced Materials Americas Inc. 社長 2011年 4 月 当社技術研究所長 2011年 6 月 当社常務執行役員技術研究所長 2013年 6 月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当、技術研究所長兼技術部長 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当、技術部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員生産部門、調達センター、安全環境部担当、帝国窯業株式会社代表取締役社長 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員生産部門、調達センター、安全環境部担当(現任)	900株				
	【取締役候補者とした	注理由】					
	斎藤敬治氏は、長年	Eにわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、また米国子会社	経営の経験を経				
	て、2011年6月より	執行役員、加えて2016年6月より取締役を務めております。経	営者として豊富				
	な見識・経験・実績を	兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させ	ることにより当				
	 社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数			
4	加 藤 健 (1958年8月24日)	1981年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社総務部長兼不動産部長 2009年10月 当社総務部長 2012年 6 月 当社執行役員総務部長 2014年 4 月 当社常務執行役員総務部長 2016年 4 月 当社常務執行役員管理部門、国内関係会社担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員管理部門、国内関係会社担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員管理部門、国内関係会社担当(現任)	1,600株			
	【取締役候補者とした理由】 加藤 健氏は、長年にわたり総務部門・経理部門・購買部門業務に携わり、2012年6月より執行役員、加えて2016年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化され					

ると判断し、取締役候補者としております。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数	
5	黒 瀬 芳 和 (1958年11月29日)	1983年 4 月 川崎製鉄㈱入社 2007年 4 月 JFEスチール(㈱東日本製鉄所(京浜地区)製鋼 部長 2010年 4 月 同社スラグ事業推進部長 2013年 4 月 当社築炉事業部長付 2013年 6 月 当社執行役員築炉事業部長 2014年 4 月 当社常務執行役員第 1 営業部長 2015年 4 月 当社常務執行役員第 1 営業部長 2016年 4 月 当社常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部担当(現任) (重要な兼職の状況) 2018年 4 月 品川口コー(㈱代表取締役社長	1,200株	
	【取締役候補者とした理由】 黒瀬芳和氏は、JFEスチール㈱でのスラグ事業推進部長等の経験を経て、2013年4月に当社へ移籍			
	しております。2013年6月より執行役員を務め、これまで築炉部門・営業部門業務に携わっており、			
	また2016年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えて			
	おり、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると			
	判断し、取締役候補者としております。			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数		
6	山 下 寛 文 (1960年1月10日)	1982年 4 月 日本鋼管㈱入社 2008年 4 月 JFEスチール㈱第 2 関連企業部長 2011年 4 月 同社西日本製鉄所副所長 2014年 4 月 当社執行役員経営企画部、海外事業部、海外営業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2015年 4 月 当社常務執行役員経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、海外関係会社担当、経営企画部長 2018年 4 月 第四日の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	1,000株		
	【取締役候補者とした理由】				
	月に当社へ移籍				
	しております。同年同月より執行役員を務め、これまで経営企画部門・海外関係部門業務に携わっており、また2016年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 所有する当社の 株式 数		所有する当社 の 株 式 数
7	吉 村 裕 次 (1957年1月17日)	(重要な兼職の	当社岡山工場製造部第3製造室長 当社第2営業部加古川営業所長 当社第2営業部長兼神戸営業所長 当社執行役員第2営業部長兼神戸営業所長 当社常務執行役員第2営業部長兼神戸営業所 長 当社常務執行役員第2営業部担当、第2営業部 長兼神戸営業所長 当社取締役常務執行役員第2営業部担当、第2 営業部長兼神戸営業所長 当社取締役常務執行役員第2営業部担当(第2 営業部長兼神戸営業所長	2,300株
	【取締役候補者とした理由】 吉村裕次氏は、長年にわたり製造部門・営業部門業務に携わり、2011年6月より執行役員、加えて			
	2018年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えておりるの豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると			ね備えており、
	し、取締役候補者としております。			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、均	也位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式 数	
8	内 田 哲 郎 (1956年8月2日)		部製銑技術室長 同社東日本製鉄所(千葉地区)製銑部長 同社コークス技術部長 当社執行役員第1営業部長	300株	
	【取締役候補者とした理由】 内田哲郎氏は、JFEスチール㈱でのコークス技術部長等の経験を経て、2016年4月に当社へ移籍し				
	ております。同年同月より執行役員を務め、これまで営業部門に携わっており、また2018年6月から				
	は取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験				
	と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者				
	としております。				

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 所有する当れの 株式 数		
9	小 形 昌 徳 (1962年9月18日)	1990年 4 月 当社入社 1998年 4 月 当社技術研究所耐火物研究部第 4 研究室長 2005年 5 月 大石橋市品川栄源連鋳耐火材料有限公司出向 2009年10月 当社技術研究所第 1 研究グループマネージャー 2013年 6 月 当社技術研究所長兼技術部長 2016年 4 月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当 3 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当 4 といりのでは、対策を関する。 近年 4 月 当社取締役常務執行役員技術研究所担当(現任) (重要な兼職の状況) 2018年 4 月 品川ファインセラミックス㈱代表取締役社長	1,300株	
	【取締役候補者とした理由】 小形昌徳氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、2016年4月より執行役員、加			
	えて2018年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えて			
り、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化 断し、取締役候補者としております。			強化されると判	

- (注) 1. 当社は品川ロコー㈱、遼寧品川和豊冶金材料有限公司、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.、瀋陽品川冶金材料有限公司、㈱セラテクノならびに品川ファインセラミックス㈱との間に資本関係、従業員派遣、運転資金援助、債務保証及び耐火物製品等の取引があります。
 - 2. 以上の他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

×	モ	

第185回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室

下 車 駅 東京駅 (JR各線、東京メトロ丸ノ内線) 大手町駅 (東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線)

